

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号イの規定に基づき株価指数を定める件（平成十三年金融庁告示第五十五号）

改 正 案

現 行

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第二号イの規定に基づき、株価指数を次のように指定する。

一〇十一 （略）

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第二号イの規定に基づき、株価指数を次のように指定する。

- 一 日経平均株価
- 二 東証株価指数
- 三 日経株価指数三〇〇
- 四 S&P／TOPIX一五〇
- 五 FTSE日本指数
- 六 TOPIX Core三〇
- 七 東証電気機器株価指数
- 八 東証輸送用機器株価指数
- 九 東証銀行業株価指数
- 十 Dow Jones Industrial Average
- 十一 Nasdaq—一〇〇 Index